

寒河江市長 齋藤真朗 殿

寒河江市議会議長 柏倉信一 殿

寒河江市監査委員 大沼 勇

寒河江市監査委員 佐藤 耕治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり公表します。

記

1 監査の種類 定例監査

2 監査対象 みらい協働課

3 監査着眼点

(1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。

(2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。

(3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。

(4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。

(5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。

(6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監査実施月日 令和8年5月14日

5 監査実施場所 監査委員事務局

6 監査の実施内容

令和7年度分 令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監査の結果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)契約事務について

- ・実績報告における仕様書記載の成果物の確認が不足しているもの、委託料算定の基礎となる資料が不足しているものがある。
- ・通年要綱により契約前に相手方が決定している事業において、要綱の制定に疑義があり、さらに施行伺いや設計書がなく、契約締結伺いの随意契約根拠条項の誤りがある。

(2)補助金事務について

- ・交付要綱に規定する補助対象要件の確認が不足しているもの、申請書の確認が不十分なもの、支援金返還に係る支援金交付後の現況確認がなされていないものがある。
- ・補助金交付申請時の説明不足による書類の不備が多数みられ、申請者毎に補助対象経費の計上にばらつきがある。
- ・交付要綱に規定する提出書類のうち、提出困難と思われるものがある。

(3)柴橋地区コミュニティセンター使用料について

- ・減免承認する場合に、寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則により団体概要書の提出が必要であるが、提出されないまま減免を行っているものが一部みられる。

(4)会計年度任用職員について

- ・会計年度任用職員勤務時間等報告書兼報酬等計算書の報告時間数、及び時間外勤務命令票に誤りがあるものがみられる。